

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当・特例給付額改定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（以下「法」という。）に基づき、児童手当・特例給付額改定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童手当・特例給付額改定処分について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分を取り消し、従前どおりの支給を求めている。

前年所得が制限限度額を超えているという改定理由であるが、前年所得は相続により取得した土地売却に伴う一時的な増収であり、それにより高額な住民税納付はもとより、保育料の月約 5 万円の増額に加え、児童手当の月 1 万円減額となると月 6 万円の負担増となり、普段の生活が立ち行かなくなるため。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 4月 27日	諮問
令和 3年 6月 24日	審議（第56回第1部会）
令和 3年 7月 28日	審議（第57回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童手当

法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童（支給要件児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

そして、法5条1項は、法施行令で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円を加算した額とする旨規定し、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。

また、法施行令 3 条 1 項は、法 5 条 1 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法 3 1 3 条 1 項に規定する総所得金額、同法附則 3 4 条 4 項にいう長期譲渡所得の金額等の合計額から 8 万円を控除した額とする旨規定し、同施行令 3 条 2 項は、同条 1 項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を、同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする旨規定している。

## (2) 特例給付

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条 2 項は、同条 1 項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、5 千円に同条 3 項において準用する法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

なお、法 7 条 1 項、8 条及び 3 0 条の各規定等は、法附則 2 条 3 項により特例給付に準用され、また、法施行令 7 条の規定により、児童手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

## 2 本件処分についての検討

以上を踏まえ、本件処分についてみる。

処分庁は、請求人からの現況届を受け、区の課税情報により、平成 3 0 年中の児童手当の所得制限限度額の算定における請求人の所得金額は 2 4, 6 3 6, 9 7 3 円（うち給与所得額 8, 6 9 9, 9 0 0 円、長期譲渡所得額 1 5, 9 3 7, 0 7 3 円）であり、同額が請求人の所得金額であり、同額から所要の控除額 8 0, 0 0 0 円

を控除した24,556,973円が同手当の所得制限限度額6,220,000円を超えていることを確認したことが認められる。

そして、処分庁は、法5条1項の規定により、請求人が、児童手当が支給されない者に該当し、法附則2条1項の規定により、特例給付の対象者になったとして、請求人に対して月額5,000円の特例給付を支給することとした（本件処分）ことが認められる。

そうすると、処分庁が、上記1の法令等の定めにより、請求人に対して本件処分を行ったことについては、所得制限限度額の算定や支給する特例給付の額について違算等の事実もないことから、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分を取り消し、従前どおりの児童手当の給付を求めている。

しかし、令和2年度において長期譲渡所得額15,937,073円が認定された本件において、本件処分が上記1の法令等の定めにより行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の理由とすることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹